第１回館山市議会定例会会議録

（第４号）

1　昭和６２年３月１２日（木曜日）午前１０時

1　館山市役所議場

1　出席議員　２５名

１番　神田　守隆	２番　田沢　勝信
３番　山中金治郎	４番　小宮　利夫
５番　横溝　　功	６番　生稲　　陞
７番　榎本　春光	８番　日下　君敏
９番　福原　　勤	１０番　川名　正二
１１番　飯田　義男	１２番　石井　　謀
１３番　石井　昌治	１４番　伊藤幸太郎
１５番　渡辺　昭夫	１６番　松下　正己
１７番　近藤　好雄	１９番　黒川　平治
２１番　吉田勇治郎	２２番　林　　豊
２３番　伊賀　多朗	２４番　流山源次郎
２５番　五十嵐　昇	２６番　石井　　正
２７番　安西　益男	

1　欠席議員　　１名

２０番　石井　武敏

1　出席説明員

市　　長　半澤　良一	助　　役　小倉　澄男
収　入　役　山田　俊康	市長公室長　斉藤　武男
総務　部長　飯野　芳郎	民生　部長　渡辺　　弘
経済　部長　安西　良一	水道　課長　石井　敏夫
教育委員会委員長　正木　高蹴	教育委員会教育長　福原　　修

1　出席事務局職員

第１号に同じ

1　議事日程（第４号）

昭和６２年３月１２日午前１０時開議

議案第　１　号　昭和６２年度館山市一般会計予算

議案第　２　号　昭和６２年度館山市国民健康保険特別会計予算

日程第１
- 議案第　３　号　昭和６２年度館山市老人保健特別会計予算
- 議案第　４　号　昭和６２年度館山市ユースホステル特別会計予算
- 議案第　５　号　昭和６２年度館山市学童災害共済事業特別会計予算
- 議案第　６　号　昭和６２年度館山市水道事業特別会計予算
- 議案第　７　号　昭和６２年度館山市国民宿舎事業特別会計予算

開　　議　午前１０時０３分

◎議長（伊賀多朗君）　本日の出席議員数２５名、これより第１回市議会定例会第４日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎議長（伊賀多朗君）　日程第１、議案第１号乃至議案第７号昭和６２年度一般会計及び各特別会計予算を一括して議題といたします。

質疑応答

◎議長（伊賀多朗君）　これより質疑を行います。

発言の際はページ数をお示しくださるようお願いいたします。

通告がありましたので発言を許します。

１番議員神田守隆君。御登壇願います。

（１番議員神田守隆君登壇）

◎１番（神田守隆君）　昭和６２年度一般会計当初予算案についてお尋ねをいたします。

私の質問は予算書に基づいてお尋ねいたします。

まず、歳入についてでありますが、一般質問でもお尋ねしたところでありますが、その後市長からの補足発言などもあり、この問題も含めて御見解をお尋ねしようといたします。

まず、２６ページであります。売上譲与税３５００万円が計上されており

ますが、売上税の７分の１を地方に配分しようとするものであります。この売上譲与税の計上は売上税の実施を前提とするものであります。県内他市が市民の反対の世論を前に現行税制のまま予算を組んでこの売上譲与税の計上を見送っております。国民が批判するのはこの売上税は選挙で中曽根自民党がやらないと公約した大型間接税であるからです。

中曽根首相は衆議院の予算委員会で自民党議員の質問に答えて、売上税は大型ではなく中型間接税であるとの見解を披瀝して予算委員会の満場の爆笑をかいました。その後、後で新聞記者に「何を根拠に中型と言ったのか」と聞かれて、「あれはある政治評論家が言ったことについて感想を述べただけ」と弁解をして、さらに「これからも中型と言うのか」と言われて「いやいやもう言わない」と逃げていることが報道されています。

半澤市長は、売上税についてさきの質問の中で中型であるという見解がある、こういう御答弁をなさっておりました。それは市長自身の御見解なのかお聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、一般質問に対する補足発言の中で、市長は、昨年の９月１０日に全国市長会など地方６団体が税制の抜本的見直しにあたっての地方税財源の確保に関する緊急要望として、特に新しいタイプの間接税が導入される場合はその一部を地方税とするとともに国税部分は地方交付税の対象税目とすることなどの要望をしたことを紹介し、今回の売上税の導入、マル優の廃止に係る措置はいわば地方６団体のこの要望の線に沿って行われたものであることを強調いたしました。

私は、この地方６団体が昨年の９月段階ですでに政府に対してこうした要望をしていたことは売上税導入に向けてのその先導役を地方６団体が率先して行ったものであり、断じて認めることはできません。市長は、９月１０日の地方６団体の政府への要望書の立場を、すなわち売上税導入促進の立場を今でも支持するのかどうかお聞かせをいただきたいと思うのであります。

第３に、売上税が導入されれば物品などの価格に上乗せされることになりますから、市が購入する物品やサービス、あるいは請負費など当然増額することになります。同じ仕事をするのに売上税５％相当分今まで

より余計に予算を使うことになるわけであります。自治省は平年度ベースで売上税導入による地方自治体の負担増は１兆円を超えるとの試算を国会に提出しております。１兆円は売上譲与税として地方に配分される総額をさえ超えている巨額の金額であります。地方財政の負担増は大変なものと言わなければなりません。

６２年度当初予算によって平年度の負担増を試算いたしますと、館山市の場合直接５％の影響を受ける物件費、維持補修費、用地買収費を控除した普通建設費、災害援助費などだけで１億６５００万円にも達します。さらに、物価騰貴による生活保護費などの扶助費や人件費などの間接的な影響も免れ得ません。市は売上税導入による市財政への深刻な影響についてどのように見ているのかお聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、売上税とマル優廃止に対して所得税や住民税の減税があり、増減税同額だと盛んに言っておりますが、その内容をみると確かに高額所得者には減税、低所得者ほど増税となっております。年収８００万乃至９００万、月給５０万円クラス以上では売上税、マル優廃止による増税よりも所得税、住民税の減税が多く、合計すると減税になります。所得が上にいけばいくほどこの減税の恩恵がふえる仕組みになっております。

年収９００万円クラスは所得でいえば約７００万、４人家族として課税所得としては約５００万円程度になろうかと思います。そこで、課税所得５００万円以上という納税者は館山市内では何人おりますか。また、個人所得税の納税者は何人で、この課税所得５００万円以上というのはそのうちの何％にあたるのかお聞かせいただきたいを思います。

次に、現行税制のまま、すなわち売上譲与税を計上せず、マル優に基づく利子割交付金を計上しない現行税制のまま税収を計上いたしますと、各税目の税収はどうなりますか。各税目にわたりまして御説明をいただきたいと思います。

次に、大きな第２点、３０㌢であります。国庫支出金についてお尋ねをいたします。

昭和６１年度より３ヵ年ということで実施されております国庫負担金、補助金等の一律カットが新年度新たにこの削減対象が拡大され、削減額

も上乗せがされております。この国による削減の影響、新年度予算案ではどのようになっておりますのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、歳出に入ります。１２９ページ、消防施設費に関しましてお尋ねいたします。一昨日の夜半、那古芝崎で火災が発生し作業場が焼けましたが、大火には至らず鎮火することができました。この消防水利は防火用貯水池、消火栓、一中プールの水などが使われました。現在の強力なポンプ力ではかなりの距離があっても消火水利に利用できるようでありますが、そのためにはたくさんのホースを接続しなければならないなど、１秒を争う消火作業にあっては改めて防火用貯水池の重要性が認識されたところであります。

そこで、防火用貯水池の設置状況はどうなっておるのか、また、本年５基の設置を予定しているようでありますが、地区からの要望に対しては設置を待ってもらうというようなことはないのかどうか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、１１０ページ、商工費の中でモデル商店街指定事業補助金２６６６万６０００円が計上されております。説明書によりますと館山銀座商店街振興組合の行う共同施設整備事業に補助するということでありますが、この共同施設整備事業とは何なのか具体的に御説明をいただきたいと思います。

次に、１１２ページであります。委託料の中に観光地美化事業委託料ということで計上されております。説明資料によりますと駅前ロータリー、北条海岸グリーンベルト、フラワーライン植栽等として３６１万８０００円が計上されております。館山市を観光地として花を多く植え美しいまちにしよう、こういう趣旨かと思います。

しかしながら、そうした中で荒れたままの農地が間々目につくことがあります。減反政策とのからみもあって農地が荒れるというのは大変胸の痛くなる思いがするところであります。こうした農地に対しても花の植栽を進めるなど、こうした事業の中では考えておるのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、９０ページであります。環境衛生費として本年度３０６２万４０００円が計上されております。説明資料１１ページによりますと、浄化対策の

啓蒙ということで「小学校高学年を対象に啓発用下敷を配布し、児童の河川浄化に対する関心を高める」として、啓発用下敷５０００枚を計上しています。河川浄化に対する市民の関心は大変に高いものがあります。学校の教育活動を通してこうした河川浄化に対する関心を高めようとするそうした趣旨は大変意味がよくわかるところでありますが、具体的にどのように進めようとしているのか御説明をいただきたいと思います。

次に、１４１ページ、教育費の中で幼稚園費に関してお尋ねをいたします。昨年４月から小学校１年生の学級定数が４５人から４０人となり、学年進行で年々拡大がされようとしております。いわゆる４０人学級の問題であります。幼稚園の学級の定数は４０人以下と定められておりますが、園児４０人を相手にするということは大変なことであります。教育、保育内容を向上させる上で大変な困難があると考えるところであります。この幼稚園の４０人の定数を３５人に見直す必要があるのではないかと思うのでありますが、いかがお考えでありますか。

また、新年度においては幼稚園で３５人を超える学級は幾つになりますか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　お答えいたします。

御質問の第１点は、売上譲与税及び利子割交付金についての問題でございます。

第１点は、市長は売上税を中型間接税と言ったがそう思っているかという御質問でございますが、売上税は中曽根さんが中型間接税だと言ったと新聞報道されたことがありましたので、そうとも言えるのかなと申し上げたものでございまして、中型間接税だと断定したものではございません。

第２点、９月１０日地方６団体の政府への要望書の立場を今でも支持するかという御質問でございますが、全国市長会の基本方針に変わりはございませんので、私もこれを支持するものでございます。

なお、同要望書はあくまでも地方税財源の確保に関する要望書でございます。今回の抜本的な税制改正にあたり、いかに地方税財源が確保さ

れるかということは、今日の地方の果たすべき役割の増大、地方財政の健全化の観点から、地方自治体として最大の関心事でございまして、この見地から政府に対して強く要望したものでございます。

また、同要望の中では、新しいタイプの間接税を実施してもらいたいとか、マル優制度を廃止してもらいたいとかは一言も言ってはいないわけでございます。新しいタイプの間接税を導入するとか、マル優制度を廃止するとかいうことは国政の場で審議されべき問題であります。もし、新しいタイプの間接税が導入される場合には、あるいは非課税貯蓄利子における見直しが行われる場合には、地方税確保のためにしかるべき方策を講じてもらいたいという要望でございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、第3点、売上税による歳出増の見込みでございますが、売上税導入に伴う経費の増につきましては見込んではおりません。なお、歳出においての影響につきましては、さきにも御答弁いたしましたとおり、いろいろな見方はあるかと存じますが、売上税の実施予定が63年1月からということなどから現計予算の中で対処してまいりたいと考えております。

次に、個人所得税の納税者及び課税総所得金額500万円以上の納税者はそれぞれ何人かという御質問でございますが、昭和61年度の市民税課税状況調べによりますと、個人の所得税の納税者は1万7800人、課税総所得金額500万以上の納税者は640人でございます。その比率は3．6％でございます。

次に、第5点、現行税制での税収はどうなるか、またその歳入は予算案に比べてどうかという御質問でございますが、今回の税制改正によって本市に影響を及ぼす税目は、市民税、電気税、ガス税、たばこ消費税の4税目となっております。

現行税制で試算しますと、市民税は22億4314万円、電気税は1億9814万円、ガス税は161万円、たばこ消費税は3億629万円となり、予算案に比べ市民税で3900万円、電気税で3500万円、ガス税で40万円、たばこ消費税で400万円がそれぞれ増となるわけでございます。

次に、現行税制と予算案との歳入合計についての比較でございますが、現行税制でございますと予算案に計上してございます売上譲与税３５００万円、利子割交付金１０００万円はございませんので、以上を勘案し現行税制と予算案を比較しますと、現行税制による場合の方が合計で３３４０万円の増となると思われます。

次に、大きな第２点、国庫負担金、補助金等の削減の影響はどうかという御質問でございますが、まず経常経費でございますが、６０年度と比較いたしまして身体障害者保護費負担金３７４万２０００円、精神薄弱者保護費負担金１００８万３０００円、老人保護費負担金２４５８万６０００円、保育措置費負担金１７５２万５０００円、合計５５９３万６０００円の削減となっており、地方交付税で補てんされているところでございます。

投資的経費につきましては、都市計画街路事業がございますが、臨時財政特例債によりまして補てんされ、その元利償還金は地方交付税で措置されることになっております。

次に、消防費に関する御質問でございますが、防火水槽につきましては、地元消防団を通じ地域住民の要望を受けて毎年４乃至６基を設置しているところでございます。現在の消防水利の状況は消火栓６５４基、防火水槽３０３基、プール２４ヵ所でございます。今後も防火水槽の設置につきましては用地の確保等困難な問題もございますが、消防団及び地域住民と協議の上、計画的に設置してまいります。

次に、商工費、モデル商店街指定事業の共同施設整備事業とは何かという御質問でございますが、館山銀座商店街振興組合が商店街の活性化を推進するための環境整備事業として路側帯のカラー化、街路灯の設置、放送設備等の共同施設整備事業を行おうとするものでございます。総事業費は４０００万円であり、その３分の２を県、市の補助金として計上したものでございます。

次に、観光地美化事業の花卉植栽事業の内容についての御質問でございますが、道路沿いに耕作を放棄している農地はあまり見当たりませんが、若干あったとしても時間、労力、経費、さらに維持管理等の問題がございます。したがいまして、耕作を放棄している農地への植栽計画は

現在のところございません。

なお、花卉植栽事業の内容につきましては、駅前ロータリー、北条海岸のグリーンベルト、フラワーライン、西岬地区の県道沿いに花卉植栽を計画しているわけでございます。また、春の観光対策といたしまして館山海洋園にポピー花摘み園の植栽委託等を行う予定でございます。

次に、衛生費、浄化対策の啓蒙に関しまして、河川浄化啓蒙用下敷についての御質問でございますが、児童に河川浄化について関心を持ってもらうために、市内の主要河川にすむ生物のうち、比較的移動性の少ないサワガニ、エビ類等底生生物を調査採取し、下敷に編集いたしまして小学校高学年を対象に配布し、児童を通じて各家庭での河川浄化、河川愛護の意識高揚を図るものでございます。

次に、教育費の問題につきましては、教育長より御答弁申し上げます。

（教育長福原　修君登壇）

◎教育長（福原　修君）　６点目の幼稚園の学級定数の問題でございますが、文部省令の幼稚園設置基準によりまして、１学級の幼児数は４０人以下を原則とするとあります。この基準によりまして現在学級編制をしておりまして、昭和６２年度におきましては園児数８６４名、３２学級を予定いたしております。なお、３２学級のうち３５名を超える学級は４、３５名以下は２８学級でございます。

以上でございます。

◎１番（神田守隆君）　まず、売上税の問題についてお尋ねいたしますが、市長さんの御答弁で再質問させていただきます。市長さんは中型間接税というふうに断定したのではない、こういう御説明で、これは中曽根首相が国会でそういうことを言ったんだ、ということを紹介したんだ、こういうお話です。中曽根さんは国会ではそういうふうに言っている政治評論家の意見を紹介したんだ――全くこういう大事な問題を――というのは、首相の言ったことが公約違反なのかどうかというそういう議論の中ですから非常に重大な問題だと思うんですが、非常に弁解がましい、しかも言いっぷちまで同じようなことを言うというのは中曽根さんそっくりだと言わなければいけないですね。こういうことはもう少し政治家として市長はきちんとした見識を持っていただきたいと思います。

第２点目の、国に対して要望書を出した、この要望書の立場を現在も支持をするというふうにおっしゃられました。しかし、全国の自治体では１０００を超える自治体が今売上税に反対するんだ、こういう決議を上げていることも御存じだろうと思うんです。現在、全国の市では幾つかなどという調査がしきれないぐらい、毎日、毎日どこかの市で反対決議がされている状況なんです。こういう状況を踏まえて、今ここに至ってもこれを支持する、こういうことを言ったというのは大変な問題だと思うんです。

私は、市長さんが言われたように、確かにこの中には売上税を導入されたいとか、マル優を廃止されたいとかという形ではない、しかし、そんなことが全然論議されてない９月の段階で新しいタイプの間接税が導入された際には地方に配分をしてください、こういった内容ですから、新しいタイプの間接税の導入を促した、こういうふうに見ざるを得ないわけです。９月の段階ですよ。私は、そういう点では大変地方６団体の行った行為は軽率極まりないと思うんです。しかも、それを今だに支持するなどという市長の態度は大変問題だろうと思うんです。

そこで、市長さんは、あくまでもこれは地方財源を確保するための趣旨でやったんだとおっしゃられました。それは善意として私もその点についてはそうだろうと思います。しかし、結果を見たら全然そうじゃないわけです。先ほどの御答弁にもありましたように、売上税が導入されれば確かに歳入面で市民税や何かが減る、それに対する補てん措置はありますね、確かに。減収になったからその分は見ましょう。しかし、売上税が導入されれば地方自治体が歳出が増えてしまう。平年度ベースで１兆円、国が出した資料が。これは全然補てんはないわけです。１兆円といえば大変な金額だというのはおわかりになると思うんです。

実際、館山市でさらに先ほどの御答弁によりまして現行税制のまま、それと今度の売上税導入、マル優廃止によってやる場合の税収等比較した場合に３３４０万円も少なくなります。館山市にとっても税収の面で３３４０万円少なくなる――交付税の問題で議論すると非常に複雑な問題がありますから――しかし現実に３３４０万円少なくなった。これは後で交付税でみてくれるのかどうかというのはまだわかりませんけれど

も、おそらくそちらでもわからないと思うんです、それは今後の問題だ、しかし今、３３４０万円少なくなるということははっきりしている。

だから、全国的に歳入面ではとんとんだと言っているけれども、館山市でみた場合に３３４０万円現実に少なくなることだけは今はっきりしている。あと交付税で面倒をみてくれるかどうかという問題は今後の問題だ。しかも、歳出の面から見れば平年度ベース――今年は確かに６３年の１月実施だから３ヵ月分で済むかもしれない、のんびりしたことを言ってるのかもしれない、これもいろいろ議論しなければいけませんけれども、しかし１年間、６３年度以降平年度でみれば１兆円というような大規模な歳出増になる。館山市だけでも今年度でやると１億６５００万円の歳出増になるわけです。

市長さんは、新しいタイプの間接税導入された場合には税収をきちんと確保してもらいたい、地方財政に負担をかけないでほしいと言ってこられた。しかし、結果はどうですか、そういうふうになっていないんじゃないですか。だから、善意は善意としてわかるけれども、今でもこの立場を支持するというようなことはこの際言わないでほしいんです。はっきりともっと原則的な問題として、現実的な問題として今の売上税問題は地方財政に迷惑をかけているんだ、こういう現実を見てほしいんです。その辺いかがお考えなんですか。地方財政に大変な負担増をもたらすものではないか、こういう現実をお認めになりませんか。

それから、今の御答弁の中でわかりましたが、年間収入９００万円ぐらいの方は館山市でいきますと収入役さんクラスの月収ということになるかと思うんですが、この方以上の所得の人は増減税同額の中で間違いなくこれは減税になります。おそらくそういうことになると思うんです。こういう方は納税者のうちの３．６％、それ以下のいわゆるボーダーラインで――家族構成だとか、何人世帯だとかというようなことでいろいろなことを勘案しなきゃいけませんけれども、大体９割を超える人がこの税制改革の結果増税になるのは明らかじゃないですか。３．６％の人の減税、９５％近い、あるいはそれを超えるかもしれないその人たちに対しては増税、これがこの税制改革の内容なんじゃないですか。市民の暮らしを守る立場からすればこのわずか３．６％か７％の人の立場に立

つのか、９割を超える人の立場に立つのか、ここが市長に問われているんです。

それで私はお聞きしたいんですが、市長さん、この増減税同額論の中で、減税になるといっても所得税が全然かからない世帯、いわゆる低所得の世帯も大変あろうと思います。生活保護受けている方はもちろんそうですし、あるいは遺族年金の方だとか、あるいは恩給で暮らしている方だとか、こういう方は所得税一切かかりません。そういう社会的な立場としては大変弱い立場の方々です。税制度の上でもこれは守らなきゃならないということで非課税にしているこういう方々たくさんあるわけです。こういう方を直撃するのがこの売上税じゃないですか。市長さんクラスの、１２００万円クラスの年収の方になりますと確かに増減税同額論で私どもの試算で年間３９万円減税になります。しかし、この社会的に弱い立場の方々、これは減税は一切なし、増税だけです。市長はこれまで社会的に弱い立場の方々に対する福祉については最優先しなきゃならぬ、こういうことを常々言っていたではありませんか。今度の税制改革はこの１点からいっても胸の痛くなる問題じゃないんですか。私は、その点について市長は本当にどう考えておるのか、市民の前にきちんとした御見解をお聞かせ願いたいと思うんです。

次に、国庫支出金の問題については、御答弁によりまして内容はわかりました。

次に、消防費の関係でありますが、現在の防火用貯水池の設置状況等については先ほどの御説明がありましたが、用地の確保等いろんな問題があるわけですけれども、地域や消防団からの要望に対しては現在直ちに対応できる――直ちにという言葉のあれではありますけれども、２年も３年も待ってもらうというようなことは少なくとも現在はないというふうに理解をしていいものかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、環境衛生費の関係でいわゆる生物指標によって河川の浄化、これに対する住民の関心を高めようという、特に学校教育の中でそうした関心を持ってもらうということについては大変よくわかるわけで、こうした生物指標の内容をやはりきちんとした内容でよく調査をしていただいて、今後に期待をしたいと思います。

幼稚園の関係でありますが、文部省の省令で４０人以下を原則とするというふうに決められておるんだということでございました。そして、現在、新年度ではこれを超える学級は４学級ということであります。年々幼稚園の園児の対象人数が少なくなっていく傾向があるわけですが、こうした問題も含めまして、特に小学校、中学校、義務教育に比べまして幼稚園については人件費も市自身で負担していることでございますし、市の立場から積極的に３５人への移行について今後の検討課題として検討される意思があるかどうか、この点についてだけお聞かせをいただきたいと思います。

◎市長（半澤良一君）　地方６団体の要望書に関する件でございますが、全国には４７都道府県ございますし、市町村が３６００有余あるわけでございます。個々の市町村のいろんな状況によって、新税が施行された場合にプラスの面の団体もあればマイナスの団体もあると思いますが、総体的には地方財源が確保されたと考えておりますし、マイナスの地方団体に対しては交付税その他によって措置が十分とられるものと確信をいたしております。

◎総務部長（飯野芳郎君）　２００万円未満の所得階層が増税になるんじゃないかということでございますけれども、今回の税制改正によれば税率構造の引き下げということで行われるわけでございますが、現在も２００万円未満の所得階層の方々につきましては所得税、住民税は課税されていないわけでございます。それで、今回の税制改正で売上税が導入された場合、当然その人たちも消費構造がありましてそこでいろいろな消費が行われるわけでございますけれども、それらには当然売上税が課されるということで負担増になることは確かでございますが……。今後、低所得者に対して当然負担増になりますけれども、売上税の問題は国税の国の方の問題でありまして、負担増になることは確かだということだけはここの場で説明していきたいというふうに考えております。

◎民生部長（渡辺　弘君）　防火水槽の設置について、２年も３年も待つことはないのかという御質問でございますが、先ほど市長が答弁申し上げましたように、従来地元消防団が地域住民の要望を受けまして十分それに充足してまいりました。今後におきましても、要望に対しまして

は消防団と協議の上、防災上必要であると認められる地域に対しましては、消防水利の基準にあります、消防水利の適合性がございますけれども、それらにつきまして十分消防団また地元住民と協議の上、こたえてまいりたいとは考えております。

ただ、現在まですべて要望を充足してきたと申しますのは、４基乃至６基の範囲内でございましたので、これが単年度で１０基、１５基出た場合には当然財政との整合性もございますので、その点につきましては御了承賜りたいと思います。

以上でございます。

◎教育長（福原　修君）　私の答弁、若干誤解があったようでございますが、来年度の学級編制で３５名以上の学級は４クラス、こう申し上げたわけでございます。４０名以上じゃございませんので……。

それから、３５名以下になるのが望ましいじゃないか、どうだという御質問でございますが、これはもっともでございますが、定数の問題は学級編制に係る、また教職員の定数に係る問題でございますので、慎重に行動しなければならない。早速、習志野市、あるいは銚子市等の幼稚園の実情をお聞きしましても、依然として４０名以下でやっているというような話でございます。十分慎重に考慮しながら、文部省の指導を待ちつつ考えていきたい、こう思っております。

以上でございます。

◎１番（神田守隆君）　市長さんの御見解だけをお聞かせいただきたいと思います。

今、部長さんからのお話がございました。所得２００万円未満――大体これくらいが４人家族云々ということにすると非課税ということになるというようなお話だろうと思うんですが、こうした方については所得税は現在かけられていない、こういう世帯については売上税の実施によって増税になるということはそのとおりだ、こういうお話がございました。

そういう所得の低い方、先ほど私がお話しましたのはさらに現在の制度のもとで特に保護をされている世帯、例えば遺族年金受給者、こうした方、この年金も全部非課税になっておりますし、あるいは母子世帯で

すとか、さまざまな税制上の保護をしているわけです。こういう方から今度は税金が売上税という名前でとられることになるのも間違いないんです。所得の低い方、そうして今まで政策的にわざわざ保護策をとっていた方々、この方々にも税が課せられる。

これは国の問題だ――確かに国の問題です。しかし、市民の暮らしを守るという責任を持っている市長としてゆゆしき問題だと考えるのが私は市長だと思うんです。市長の立場というのは。市長もかねがね社会的に弱い立場の人を守る、弱者切り捨てのようなことはあってはならないんだということを御答弁なさっておったと思います。私もそのとおりだと思うんです。そういうお考えの上に立ったならば、これはやはり断じて許すことのできない、認めることのできない税制度じゃないか。先日の一般質問の中で税理論がどうだこうだというお話もございました。そういう問題じゃないんです。現実の問題です。こういう現実を踏まえてどうお考えになるのかお聞かせをいただきたい。その点について。

それと、先ほど市長さんが言った地方財政については補てんされる――確かに総額的に見ると補てんされるというのはそれは歳入面についてですね。地方税の減税分に対して売上譲与税で補てんをしているということであって、歳出面については残念ながら補てん措置はない、歳出増が見込まれると先ほどの御答弁の中であったわけです。これはどうするんですか。

館山市で今年の予算で積算をしてみると１億６０００万ぐらいになっちゃうわけです。今年度は確かに１月実施ですからそのままいきませんけれども、おそらく６３年度は丸々１年になるわけですから、そうすると６３年度はもろにそれくらいの影響が出てくることは覚悟しなきゃならない問題です。ですから、完全に補てんされる、このことについては誰も保証されてないんです。市長さん一人でそういう強がりを言っているというふうにしか思えないんです。その点いかがですか。

その２点についてだけ市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎市長（半澤良一君）　確かにおっしゃるとおり低額所得者に対しても売上税という形で税負担がかかりますけれども、経済企画庁の発表によ

れば売上税の導入による物価騰貴は１．６％ということでございますので、今後そうした１．６％の物価上昇ということが各種福祉関係の補助金といいますか、そういうものの積算根拠になるわけでございますので、そうした基準が上がってくるんだ、当然また上げなければいけないというふうに考えております。それによってまた補うことができるんだと考えております。

それから、確かに歳出に関しては今回は売上税の影響を算入しておりませんけれども、これもまたやはり物価値上げがあれば１．６％だということでございまして、それは地財計画の中に盛り込んである、そういう計画になっているわけでございますので、歳出に関しては今後も問題はない、あくまでも地方財政計画に従って予算を編成していきたいと考えております。

◎１番（神田守隆君）　市長さん、今言われた点は大事な点を言ったと思います。生活保護だとか、社会的な弱者救済のいろいろな諸施策、これについては今後施策をとらなければならない、こうやって認められましたから、ということは市の財政の面から見ますと、直接物品購入によってこれは５％ぐらいの影響が直接出てくるだろう、それ以外に扶助費などについても物価の騰貴によって間接的に影響が出るだろう、こうやって試算されているんですね。

今、１兆円歳出増になると言ったのはこの直接的な影響だけなんですよ。私が館山市で１億６０００万と言っているのもいわゆる直接的な影響だけです。これに扶助費だとかそうした弱者救済のためのいろんな諸施策、生活保護だとか、これも新たにそうした施策をとるからだいじょうぶなんだということは、市財政の面からいえば間接的な影響も出てくるんだということを市長さんはお認めになったということと同じことですね。

私は、そういうことになりますと、国のレベルでいきますと１兆円どころかこれをはるかに超える影響が出てくるだろう。私が手元に持っている、私なりに計算したのでは――この間接的な影響を何％みるかいろんな議論をしなきゃいけませんけれども、半分と見ましてもかなりの影響出るんです。おそらく２億円を超える館山市での影響になることはま

ず間違いないんじゃないかと思います。市長は売上税導入によってこうした間接的な影響も市財政としては認めざるを得ない、こういうふうに今の御答弁を受けとめるんですが、それでよろしいですか。

◎市長（半澤良一君）　当然、そうした国家的な制度でございますので、国がそういう措置をするだろうと思いますし、それに伴って地方が負担すべきものとなればそれは当然負担しなきゃいけないと思います。

◎議長（伊賀多朗君）　以上で１番議員君の質疑を終わります。

次、８番議員日下君敏君。御登壇願います。

（８番議員日下君敏君登壇）

◎８番（日下君敏君）　私は、すでに通告してございます６点につきまして質疑をいたしたいと思います。

第１点は、売上譲与税３５００万円の歳入見込みについてでございます。第２点は、利子割交付金１０００万円の歳入見込みについてでございます。第３点は、財政調整基金繰出金３４９６万円についてであります。第４点は、モデル商店街指定事業２６６６万円と館山駅東口都市再開発事業計画との整合性についてであります。第５点は、館山駅東口地区市街地再開発事業についてであります。そして、第６点は、館山駅西口土地区画整理事業についてでありまして、以上の６点を御質疑いたしたいと思います。質疑は館山市の予算書に基づいて行いたいと思います。

第１点の、売上譲与税３５００万円の歳入計上してある点でございますが、この売上譲与税を歳入として計上してよろしいかどうかは、先般の私の一般通告質問の中でより詳しく御質問いたし、御答弁をいただいておるんでございますが、いささか私と市御当局とのこの売上譲与税を予算に計上するという点では見解を異にいたしておるわけでございますが、本日はそれはそれといたしまして一応予算書の質疑をいたしたいと思います。

そこで、質問の内容は、この売上譲与税――２６ページに地方譲与税１億５７２０万円のうちの売上譲与税３５００万円を計上いたしておりますが、３５００万円を積算した根拠をお聞かせ願いたいと思います。

それと、さきの一般通告でも私も申し上げましたが、売上譲与税は６３年１月１日から実施せられることになっておりますが、私の見解とい

うよりは新聞、テレビ等の報道によれば６３年１月１日からの実施というのは大変困難じゃないのか、きょうの新聞報道によりますと来年度の暫定予算は１．５ヵ月以上のものを組むということが必至でございますから、その後で売上税の審議に入るということになりますと６３年１月１日実施というのは大変遠のいてきているという判断に立つわけでございますが、そういたしますと、もし売上税が実施されない場合、この売上譲与税３５００万円をいかなる御処置をとるつもりなのか。この２点をお聞かせ願いたいと思います。

第２点、利子割交付金――これはマル優廃止に伴って地方に交付されるものでございますが、ほぼ第１点の売上譲与税と同趣旨でございます。これも私も予算書に上げるべきではないと思うし、売上譲与税と同じような論理でございます。そこで、この利子割交付金１０００万円を計上いたした計数根拠、さらに第２点、マル優廃止が１０月１日からということで予定されているわけでございますが、そのマル優廃止がされなかった場合、いかなる御処置をおとりになるのかお聞かせ願いたいと思います。

第３点、財政調整基金繰出金の問題でございますが、予算書１５８ページでございます。諸支出金といたしまして財政調整基金３４９６万３０００円を計上いたしておりますが、この内容はどのようなものであるのかお聞かせ願いたいと思います。また、これによって基金の額はいかほどになっておるのかを御質問いたします。

第４点、モデル商店街指定事業２６６６万円と館山駅東口都市再開発事業計画との整合性についてでございますが、モデル商店街指定事業の内容につきましては、先ほど神田議員が御質問いたしまして御答弁をいただいておりますので、おおよその内容は理解させていただいた次第でございます。このモデル商店街の事業は、要すれば館山市の商業地域の活性を求めるために行うということでございますが、一方、第５点とも関連いたしますけれども、館山駅の東口の再開発事業が現在行われておるところでございます。この再開発事業とモデル商店街の指定事業とがダブらないのか、どういう整合性をもって実施せられるのか、その辺の事情についてお聞かせ願いたいと思います。

第５点、４点との関連もございますが、館山駅の東口地区市街地再開発事業についてでございます。予算書１２１ページ第１９節負担金及び補助金として館山駅東口地区市街地再開発事業公共施設管理者負担金５８２万１０００円、それに補助金といたしまして館山駅東口地区市街地再開発事業費補助金として３１６８万円が計上されておりますが、この負担金及び補助金の内容についてお聞かせ願いたいと思うのであります。

あわせて、この東口再開発事業は西口の土地区画整理事業とともに半澤市長が一大政策として挙げておるものでございますが、東口再開発事業の現況をお聞きいたしたいと思います。

次に、最後の第６点でございます。館山駅西口地区土地区画整理事業についてでございます。これは先ほど申しましたように館山市の大きな施策でございまして、ここ１、２年急速に予算規模も膨らんできております。本年度予算はほぼ１億円の大台を超えるほどの予算計上がなされていると思うんでございますが、１２０ページの都市計画総務費の１３節委託料３７０８万２０００円のところで地質調査委託料、設計業務委託料、測量委託料、これが西口関連の委託費であろうと思うんでございますが、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。

また、西口問題はすでに数回にわたる話し合いが行われ、市長もこの会合には出たというようにもお話を聞いております。来年度は都市計画決定をいたす予定と聞いておりまするけれども、西口の現状と将来性と申しますか、どのような今後は計画でいくのかということをお聞きいたしたいと思います。

御答弁によりまして、再質問させていただきます。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　お答えをいたします。

第１点、売上譲与税３５００万円の歳入見込みについてその積算根拠はどうかという御質問でございますが、御承知のように売上税の７分の１が売上譲与税として地方に交付され、そのうち７分の３が都道府県、７分の４が市町村に交付されることになっているわけでございます。また、個々の団体に対する算定方法といたしまして、本則としては国勢調査による人口割合が２分の１、事業所統計による従業者割合が２分の１

となっております。

しかしながら、電気税、ガス税、木材引取税が売上税に吸収されるということから激変緩和措置として経過措置が設けられ、６２、６３年度については本則割合が４分の１、３ヵ年の平均による旧税割合が４分の３、６４年度については本則割合と旧税割合がおのおの２分の１、６５年度については本則割合が４分の３、旧税割合が４分の１、６６年度から本則どおりになるということでございます。

このようなことから、今年度の売上税の７分の１相当額、１８３８億円を基礎に積算いたしまして３５００万円を予算計上したものでございます。

次に、利子割交付金１０００万円の歳入見込みについてその積算根拠はどうかという御質問でございますが、利子割交付金につきましては県民税利子割として課税されたもののうち、県の事務費５％を除いた５分の３が市町村に交付されることになっております。また、市町村への交付基準といたしましては、過去３ヵ年の県民税決算額の割合とされております。

千葉県分の利子税総額は、６１年４月現在の日銀貯蓄推進局調べによる個人貯蓄率の全国に占める千葉県の割合からおよそ２２億円と想定され、これを基礎に積算いたしまして１０００万円を予算計上したものでございます。

なお、売上税等の導入がなされなかった場合はどうなるかという御質問でございますが、仮定の問題でお答えすることは大変難しいところでございますが、さきにも御答弁いたしましたとおり売上譲与税を含めた財源につきましては地方財政計画で保証されているわけでございますので、国において何らかの財源補てんが行われるものと考えております。

次に、財政調整基金繰出金３４９６万円についての御質問でございますが、これは館山市財政調整基金条例第４条の規定により財政調整基金の運用による利子相当額を基金に積み立てようとするものでございます。

なお、６２年３月末に予想されます財政調整基金の総額は９億２２００万円の予想でございます。

次に、第４点、モデル商店街指定事業２６６６万円と館山駅東口都市

再開発事業計画との整合性についての御質問でございますが、モデル商店街指定事業２６６６万円の内容につきましては、さきに神田議員に御説明申し上げたとおりでございますので、割愛させていただきます。

館山駅東口都市再開発事業計画との整合性につきましては、館山駅東口再開発事業と館山銀座商店街振興組合が実施するモデル商店街指定事業とが重なる区域は再開発区域の南側及び東側の道路部分でございます。御案内のように再開発区域の事業実施につきましては現在目安がたたない状況になっております。一方、モデル商店街指定事業につきましては今年度が最終年度となっており、再開発事業の時期によりましては多少問題はあろうかと思いますが、街路灯、放送設備等は移動も可能でございますので、それほどのむだにはならないと思います。振興組合としてはぜひ実施したいとのことでございますので、市といたしましてもこれを推進させたいと考えているところでございます。

次に、第５点、館山駅東口地区市街地再開発事業についてでございますが、館山駅東口地区市街地再開発事業に関する公共施設管理者負担金と同事業の補助金の内容についての御質問でございますが、この事業は組合が施行主体となって地区内の道路を含めて整備するため道路整備に関する経費を公共施設管理者負担金として組合に支出しようとするもので、６２年度は測量及び設計費について支出を予定しているものでございます。

また、補助金につきましては、準備組合が作成する事業計画作成費、基本設計費、地盤調査に関する経費の一部として補助しようとするものでございます。

次に、現状についての御質問でございますが、現在決定されている都市計画道路３．３．１号を境にして南側、北側それぞれのグループの意見が異なっている状況にあり、市といたしましても当初計画しましたＡ街区全体の再開発を目指し、南側の権利者に対し本年１月個別訪問を行い、事業への参加を働きかけておりますが、現時点では同意を得るに至っていない状況であり、今後ともなお一層の努力をしてまいりたいと考えております。

第６点、館山駅西口土地区画整理事業について、その地質調査、設計

業務、測量業務の内容についての御質問でございますが、これは国からの事業認可を得るための一連の業務であります。まず、地質調査でございますが、道路設計をするために西口広場及び都市計画道路の予定地内で４カ所、深さ１０ｍのボーリングを行い、その地質を調査しようとするものであります。次に、設計業務でございますが、これは地区内に新設する道路の設計と整地及び排水設計を行うものであります。測量業務につきましては、事業施行地区の地区界を定める測量で、現地において関係権利者立ち会いのもとに作業を行うものでございます。

次に、西口地区の現状と将来計画についての御質問でございますが、昨年の１２月２１日賛否の態度不明者の多かった六軒町第７町内会の全体会議を行い、大方の権利者の同意が得られる見通しがつきましたので、６２年度に国との基本計画協議、事業施行地区の都市計画決定、６３年度事業認可、土地区画整理審議会の設置、６４年度事業着工の予定で業務を進めてまいる計画でございます。

答弁を終わります。

◎８番（日下君敏君）　再質問をさせていただきますけれども、第１点、第２点の売上譲与税と利子割交付金についてでございますが、これは先般も一般通告質問の中でお話いたしましたように、この売上譲与税を今ここに歳入として計上いたすことはいささか見通しが甘かったのではないか。県下２８市のうち館山市だけがこの譲与税を掲げているということはやはり現在の国会の状況等々から照らし、あるいは今の時点になりますとほぼ売上税の導入が厳しいことになっているということがわかるわけでございますが、いささか早とちりとは申しませんけれども、資料の収集その他が少し足りなかったと思うわけでございます。

この売上譲与税の問題ですけれども、先ほどの神田議員と重複する面もございますし、一般質問で申しましたものですから、あまりくどくは言いたくないんでございますが、きょうあたりの状況としましては先ほども申しましたように大変売上税の導入が厳しい状況下にきておるということははっきりしていると思うんです。

この間の一般通告でも申しましたが、地方財政法の第３条が予算計上の大原則だ、市御当局は地方財政計画に基づいてやっておるということ

ですけれども、私はこの地方財政法の第３条がもっと本当の基本計画であって、財政計画というものはいわゆる技術的なものを決めておるというふうに思うわけであります。その第３条に基づけば法令に基づいて予算を計上しなさいとなっておる。私はこの法令ということがないと思うんです。特に今年度中にこの法令ができるのか――私はできないと思うんです。また、３条第２項にはあらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉しなさいとある。あらゆる資料という中には法令はもちろん政令も省令もあると思うんです。政令も省令も法令のうちの一部であり、あらゆる資料の中に入ると思うんです。入らないというんならお答えいただきたいんですが……。それでその政令も省令もない。あるというならお出しいただきたい、こう思うわけでございますが、それについてお聞きいたしたいというのがその第１点、２点のところでございます。

それから、第３の財政調整基金の運用益であろうと思うんですけれども、この運用の方法はどのように行っておられるのか。昨今は金余り時代でございまして、財テク財テクということになっておりますけれども、館山市ではこの財政調整基金を使っての運用益がこの予算に計上されました額であろう３４９６万円だろうと思うんですけれども、この運用はどのようにして行っておるのかお聞きいたしたいと思います。

第４点のモデル商店街指定事業と再開発事業の整合性についてでございますが、商店街事業そのものはやはり現在の商店街活性化のために必要であろうと思うわけでございます。先ほどの御答弁で路側帯をカラー化するというようなことですが、いま少し具体的に路側帯といいますとちょっと難しいものですから、私が聞いてもわかるような簡単なよりわかりやすい言葉で、一体カラー化とは何なんだ――役人さんのつくる文章は難しくて内容がよく把握できませんものですから、具体的にそれをお聞かせ願いたい。

再開発事業が現在行われておるわけでございますが、東口について遅々として進まないんだというようなお話でございますが、ただいまの御答弁でいわゆる北側と南側とが意見が異なっておるということでございますが、市長はこれについてそこに入っていって話し合う意思があるのかどうか。聞くところによりますと、いわゆる南側の代表とお会いいた

すというようなことも仄聞いたすわけでございますが、そういう御意思があるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後の西口の問題でございますが、ほぼ問題となっておりました六軒町第7町内会、ただいまの御答弁で大方の同意の見通しがついたということでございますので、前進をいたしたというふうに理解させていただくわけでございますけれども、西口の問題で再三問題になっておりますのは、現在沼地に関連いたして訴訟が進行しているわけでございます。これまでの市御当局の御答弁では訴訟に関しては都市計画事業は別途と申しますか、いわゆる影響は受けない、ですから計画どおり土地区画整理事業はできるという御答弁を再三いただいておるわけでございます。

私もそれはそれとして了承いたすところでございますが、仮定の問題としてさらに具体的にお聞きいたしたいんでございますが、訴訟が万が一例えば館山市が敗訴というようなケースがあった場合、現在の沼地の所有者は館山市と申しますか、開発公社が持っている、これがだいじょうぶだ、訴訟とは関係ないというこれまでの市御当局の見解は、所有権が現在のところは公社が持っておる、ですから仮換地処分をいたすときもその同意は公社がいたすから、その部分は仮換地として例えばここならここということで仮換地ができていく、それで万が一公社の所有ですから、裁判が終結して館山市が勝てば館山市はそのまま使えばよろしい、こういうこと、あるいは負けても――負けることはなかろうと思いますが、負けたら判決に基づいて元の所有者に戻すからだいじょうぶなんだ、こういうことだと思うんです。ですから、訴訟と土地区画整理事業とは関係ない、関連しないということで進行できるというふうに私は理解しているんですが……。

そこで、御質問いたしたいんですが、万一館山市が敗訴いたした場合、そうして所有権が元の所有者に戻った場合に、すでに仮換地で決定してある箇所について元の所有者は不満を言えないという保証というか判例、そういうものもあるのかどうか。その辺もだいじょうぶなんだ、判例に基づいてこうなっているんだというようなところまで踏まえてだいじょうぶなんだということの御答弁であったのかどうか。

以上の諸点についてお聞きいたしたいと思います。

◎総務部長（飯野芳郎君）　第１点目の売上譲与税、利子割交付金の計上の問題でございますけれども、御承知のとおり地財計画というのはそれぞれの年度の行財政運営の指針ということで毎年予算の前に策定されまして国の閣議で決定され、国に提出されているものでございます。今回の地財計画は、６３年１月１日の売上税の導入実施がされるということで策定されているわけでございます。当市といたしましては、従来と同様地財計画に基づきまして予算編成をさしていただいたわけでございますので、先ほど日下議員がおっしゃいました、地財法に抵触のようなことをおっしゃいましたけれども、我々としては従来どおりの地財計画に基づく予算の編成をやらしていただいたというふうに理解しているわけでございます。

また、最近の国会の情勢で６３年１月１日の売上税の導入実施が非常に難しいというようなことも伝えられているわけでございますけれども、地財計画が前提としておりました６３年１月１日の売上税の導入が無理であるならば当然地財計画がそれを受けまして修正されるわけでございます。それに基づきまして、当市といたしましても修正がかけられたものを受けてさらに予算の財源的な補正をしていきたいというふうに考えているところでございます。

◎収入役（山田俊康君）　第２点の運用の方法はどのように行ったかということでございますけれども、運用にあたって第一に考えておりますことは安全性、確実性、そして有利性、流動性についても配慮しております。

当然、金融情勢を考えながら運用しているわけですが、６１年の４月から６２年の２月末までの実績をちょっと申し上げてみます。１１ヵ月間の実績といたしましては一般、基金をあわせまして３４０回の運用をしております。そして、有利性、確実性等の観点から最も多いのが外貨預金と債券現先での運用が９１．５％、現先が全体で２８８回、外貨預金が２３回、そのほかに大口預金、譲渡性預金――一般的にＣＤといっておるものです――それから市場連動型預金といいますか、ＭＭＣといっておりますもの、等を含めまして全体で３４０回行っているというの

が事実でございます。

◎経済部長（安西良一君）　第４点目のモデル商店街の関係につきましての御質問でございますが、路側帯についてのカラー化について具体的な説明をということでございますが、まず路側帯と申しますのは、道路の中央線には黄色の線が現在あすこの地域では中央分離帯としてなっておるわけでございます、その両サイドに白線がございます、そしてさらにその白線よりも外側――両外側になりますが、側溝を含めまして約１ｍちょっとあるわけでございますけれども、白線のところから約１５cmぐらいを外側にとりまして、それよりも外側の方、側溝を含めて１ｍの部分を今回カラー舗装しようというものでございます。

また、場所的に申し上げますと、農協のところ、元旅館がございましたが、そこの旅館から島原の踏切までの区間と、それから館山駅からまつなえストアーの場所、それから熱海荘のところに踏切がございますが、そこから１２８号線の辰野さんというたばこ屋さんがございますが、その辺まで。これは両サイドでございますので平米にいたしますと１３２１平米という形になります。

なお、そのグリーン化はどういうものでということでございますが、まだ現段階では決まっておりません。考えられるものといたしましては、いわゆるテニスコート等でよくカラー塗装がしてあるわけでございますが、そういったものでやるというのが一つの方法でございます。もう一つは人口芝を張り付けるというような考え方もございます。また、インターロッキングといいまして小さいブロックを敷きつめるという方法も考えられておりますが、いずれにいたしましてもどれを選ぶかということは交通安全上の問題もございますし、また道路管理者との協議というようなことも必要でございますので、今、盛んにその辺を詰めておるところでございますが、何をというようなことはこれから決められるという状況下でございます。

次に、東口の再開発について市長は話し合う考えがあるのかという御質問でございましたけれども、２月にそのような話し合いといいましょうか、そこの場所に市長は出られないのかというようなお話がございまして、市長の方から出ましょうということで返事を申し上げてあるわけ

であります。時期につきましては3月というようにお話をしましたけれども、先方の方では4月に入ってからにしてほしいというようなこともございまして、現段階では日取りは決まっておりません。そういうような状況でございます。

それから、西口の関係でございますが、沼地の訴訟関係でどうなるのかということでございますけれども、この用地の使い方といいましょうか、土地の利用の仕方でございますが、御承知のように用地はいわゆる公共的なものに使う場合とそれから個人に対して換地していくというような使い方と2とおりあるわけでございます。例えば、今、日下議員さんがおっしゃいましたように敗訴した場合にはどうなるのかというお話がございましたが、当然そうなりますと原告の方に名義が変わってまいります。そうしますと原告の所有地としての活用の仕方というようになるかと思います。

以上でございます。

◎8番（日下君敏君）　おおむねわかりました。

最後の、今の西口の問題ですけれども、仮定で大変恐縮なんですが、原告へ戻る、原告がこれでは困るというような懸念がないのかということをお聞きいたしておるわけでございますから、その活用云々じゃなくてその位置、例えばこの位置では私は不満なんだというようなことがないのかどうかという、大変仮定で恐縮なんですが、その辺をお聞きいたしておるわけでございます。その辺簡単に御答弁いただければと思うわけであります。

売上譲与税の問題については、売上譲与税を上げるということは地方自治団体としていたしかたがないと思うんですけれども、しかし、先般来聞いておりますように、今売上譲与税を３５００万こうしてきれいに予算計上いたすということは確定した財源をもって歳入に充てなさいという原則に照らしていささか遠いということで市長にお聞きいたしたいんですけれども、これを撤回乃至他市でもやっております１０００円程度の存目にいたすというような考えが今あるかないか、その辺をお聞きいたしたいと思います。

財政調整基金については、安全性に基づいて運用をいたしておるとい

うことで、わかりました。

東口の問題ですが、予算計上してある補助金と負担金、東口問題は計画よりこれからまだ大変な――今の御答弁でも見通しが立たないとか、大分問題があるとかというようなことで、まだまだこれからだというところだろうと思うんですが、この話し合いがつかなくなってきた場合、ここにある公共事業負担というんですか、こういったものは実施されないことも出てくるのか。なるべくそうならないように市長も4月からお話なさるということで大分本腰が入ったと思うんですが、話し合いがつかなければこの予算の将来はどうなるのか、その辺についてお聞きいたしたいと思います。

◎経済部長（安西良一君）　まず、西口の関係の訴訟でもし敗訴した場合に換地した場合に不服の申し立てができるのかどうなのか、こういう意味だろうと思いますが、これにつきましては全く一般の土地所有者と同じような処理の仕方になります。といいますのは、換地する場合には換地審議会というような形のものが選挙によって選ばれるわけでございます。その方々に市からの案が提示されまして、そこで認められてそれをもって換地をしていくというような形になりますので、本件の場合にも同じような取り扱いになるということでございます。

それから、東口の関係でございますが、補助金、公管金等について、もし話がまとまらなければどうなるのかというようなお話でございますが、この事業は当初から組合施行でやるというようなことで計画が立てられておるわけでございます。補助金でございますので、準備組合ができて仕事が実際にできるというような段階になりまして、初めて交付されるものでございまして、これが話し合いが成功しなければ当然本年度も補助金が受けられない。また、市から組合に対しての補助金も出せないというようなことになります。

以上でございます。

◎市長（半澤良一君）　予算については原案どおりで御審議をいただきたいと思います。

◎議長（伊賀多朗君）　以上で8番議員君の質疑を終わります。

以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑

ありませんか。

◎１１番（飯田義男君）　私は、予算書の１１４ページから１１８ページに至る土木費の関係で御質問申し上げます。

去る昨年の１２月の定例議会におきまして、私は、市道及び生活道の環境整備を３年乃至４年間で実現して、市民の生活環境を早く整備しなさいという要望をいたしておきました。その結果、その当時のお答えの中で、未舗装の市道が５２．１km、４ｍ以上の未舗装道路が１７．４、それ以下の未舗装が３４．７ということで５２．１kmの未舗装の市道があるというお答えでした。また、生活道につきましては１７km、平米にして４万５０００平米のまだ舗装されてない生活道があるというお答えでございました。

私は、早く整備をしろということで申し上げておいたんですけれども、６２年度の予算書を見る限り生活道の原材料費は昨年の１８００万に対して２８００万、約１０００万の増が見込まれております。そのほか多少はふえておるようでございますけれども、それに比較いたしまして橋梁費、昨年は４３００万も工事請負があったのに今年は２０００万しかない。それから河川の修理等でございますが、これはおそらく災害復旧の工事だろうと思いますけれども、昨年は１億１８００万も工事をしているのに今年は５３８０万しかないというように、全体を見ると必ずしもふえておらないように思うんですけれども、私の質問と要求に対して６２年度の予算はどのように配慮されておるか。

なお、これが３年乃至４年間で市民の生活道、あるいは市道、側溝等の整備がやられていくように考えておられるのか、その点について御質問申し上げます。

◎経済部長（安西良一君）　道路関係につきましては、６２年度予算計上いたしましたのが資材交付等を含めまして３３件、５９％……。

◎１１番（飯田義男君）　この質問、私、昨年の提案事項であったので簡単にわかると思いましたけれども、まだ資料を調べておるようですから、休憩をしていただいてゆっくり御答弁をいただきたいと思います。

◎議長（伊賀多朗君）　暫時休憩いたします。

午前１１時４７分　休憩

午後零時０８分　再開

◎議長（伊賀多朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎経済部長（安西良一君）　土木関係につきましての、前年と比較してどうなのかという御質問でございましたが、道路関係につきましては前年度いわゆる道路改良の箇所が少なかったために今年度舗装部分が少なくなっておるというようなことでございます。

また、河川につきましては、６１年度が１１８０万あったわけでございますが、今年度は５３８０万という形で、この件についてはふえております。

なお、橋梁関係でございますが、６１年度５５００万に対しまして６２年度が２０００万ということで、これはかなり減っているわけでございますけれども、本年度はいわゆる２級河川関係につきまして、まず今年度調査しよう、そして次年度以降でそれを改修していこうというような計画のもとに今年度は調査費の方に組まれまして、工事関係は若干少なくなっているという状況でございます。

全体的に見ますと、６１年度建設関係の費用といたしましては１４．９％に対しまして６２年度では１７．２％ということでかなり努力したつもりでございます。なお、飯田議員さんおっしゃいますように昨年度３年乃至４年でどうなのか、道路関係の舗装ができないのかというような御質問がございましたけれども、これらにつきましても３、４年ではちょっと無理かと思いますが、できるだけ努力をしていきたいというように考えております。

◎１１番（飯田義男君）　この問題は、やはり市長さんの政治姿勢の問題だろうと思いますけれども、今、市民の中で一番渇望しておる問題は市民の環境整備の問題だろうと思います。自分の前の道路、側溝が非常に悪いということを非常に市民は不平不満を言います。だから、私はこの問題を解決しない限り将来の文化センターだとか、あるいはコミュニティセンターは立派にできましたけれども、ああいうものに対する市民の納得がいかないという意見に変わっていくんじゃないかと思います。したがって、市民の環境整備は市長も重点施策の一つでありますから、未舗装道路、あるいは側溝の整備、これらについては３年乃至４年でで

きなくてもとにかく毎年積極的な予算をとっていただきたいと思います。

また、橋梁についても、まだ整備されるところはいっぱいありますから、本年度調査するならば徹底的に調査をしてやっていただきたいと思います。

なお、これは緊急な問題ですけれども、この予算説明書１８ページの中に、市道５０２５線の藤原５０ｍの舗装が予算に載っております。これは実は藤原のカーブの凹凸のところですが、今凹凸が激しくてバスの行き来のときに小学生が先般けがをしまして、地元の区長から早くどうしてできないんだということ要請されました。それから、神戸の佐野地区で最近重大な事故がございました。あれについても私安全協会の方から警察と土木事務所の方に要請をして、あすこの道路を改良してくれという特に要請をしたんですけれども、藤原のこの５０ｍの舗装、これは４月に予算執行されたらすぐにやっていただけるかどうか。小学生があの凹凸に乗り上げてけがをしたんで、地元から速やかにやってくれという要請がありました。これらの問題に対して市長さんはどう考えておられますか。例えば予算措置がなくても重大な事故とかあるいは緊急に処理すべき問題については直ちに処理する意思があるかどうか。

◎市長（半澤良一君）　生活環境の整備及び産業基盤の整備、この２つを今後目標にして市政を執行していきたいと考えているところでございますが、そうしたただいまお話のような具体的な箇所については、その緊急度に応じて即座に実施をいたすつもりでおります。

◎２７番（安西益男君）　２、３、簡単で結構でございますが……。

重ねて大変恐縮でございますけれども、２６ページの売上譲与税について納得できないという点がございますのでお伺いしたいわけでございます。

今議会でも、この点につきまして大分質問が集中しておるわけでございますが、というのは県下で館山だけだというところにこの問題が非常にクローズアップされておるということでございます。もちろん、当局におかれましても慎重かつまた十分検討された上での予算計上だと思いますけれども、本来ですと他市に見習ってという回答が大分返ってきたわけです。今回は、独自の判断といいますか、そういった特別な事情があったと思います。そうした他市にまねのできない特異な事情があった

のかどうか。その点が非常に問題点だと思うわけでございます。私どももやはり共にそういった事情については、その事情を把握し、そうしてまた認識していかなければならないと思うわけでございます。

そこで、先般の質問等もこの点に大きな核心が寄せられたんではないか、そんなふうに思っておるわけでございますので、どうかひとつ他市において売上譲与税は計上を十分考えておったと思いますけれども、今はその時期ではないという判断のもとにこれを見送ったというのが実情のようでございます。そういうことで特に館山市がそれを取り上げなければならなかったという根拠といいますか、理由といいますか、大げさかもしれませんが、やむにやまれぬ事情があったのかどうか。館山市だけというところに非常に心配点があるわけでございますので、市長さんの御心境といいますか、そういったことをお聞かせいただきたい。我々も十分その上に立って認識していく必要があるかと思いますので、その点をとくとお聞かせいただきたい。いろいろな説明は多々ありましたけれども、その１点、館山という焦点が絞られた点に危惧するものでありますので、その点市長さんのお考えをお聞かせいただきたい。

それから、３９ページになりますか、粗大ごみ処理施設の受託事業の収入ということで３１５６万とかなりの額になっておりますけれども、これは安房郡市町村圏の事業でありますので、大半が館山市で負担していると思いますけれども、市町村における分担割合、それと仕事、施設の内容等についてお聞かせいただきたい。このこともあわせてお願いしたいと思います。

それから、１１３ページの城山公園案内看板設置工事請負費となっておりますが、これはかつて私の方から要望して設置していただいた点がありますが、大分経ちますので……。今回は説明書をよりますと３基を設置するというような御計画のようでございますが、その規模、内容、場所、そういった点がわかりましたらお聞かせいただきたい、こういうように思うわけでございます。

それから、３点目といたしましては、１２５ページ住宅管理費のところで市営住宅入居選考委員会の委員報酬についてですけれども、入居するに際して入居者の心構えとか注意事項、そういったものを入居する際に担

当課からされているかどうか。その点をお聞かせいただきたいわけです。

というのは、那古で非常に――入っちゃえば、一軒家で住んでいるような感覚で非常にわがままな入居者がおるわけです。水商売やっている方のようでございますけれども、2階におる方が3階の子供がちょっと騒ぐと非常にうるさいということでしょっちゅうどなられているというようなことで、ほとほと困っているわけでございますが、そういった点、その方は昼間寝ているわけですから、一般の方と違った立場にあるわけでございますから、非常に神経を使って、方法はないんだということで現実に困っているようでございます。特に、いわば非常識のような振る舞いをする人にはとくと注意していただけるかどうかということ。

それと、もう1点、この住宅に関しては、同じ那古の住宅、1棟、2棟とありますけれども、双方とも4階建てでございますから、上から下まで非常に細い排水のパイプがあるわけですけれども、何回かつまっちゃう。2階の部分まで水が流れてきちゃうということがしばしばあったということで非常に苦慮しているようでございますので、特に下の両側の住民はしょっちゅうお勝手の方にも流れてくるというようなことで、見ますと非常にパイプが細い。3階、4階の方から流れてくるのが下の方に詰っているとか、ヘドロがたまっているとか、そういったことでしょっちゅう下の人が苦慮している。先般は自分たちで費用を出し合って直してもらったというようなこともあったわけでございますので、こういった点の処理は今後どんなふうにお考えなさっていかれるか、その点を、簡単で結構ですから……。

○市長（半澤良一君）　売上譲与税の予算計上について、特に館山市が特別の事情があったのかという御質問でございますが、通告質問の御答弁で再三申し上げましたように、従来の予算編成方法によって、地財計画に基づいて、またさらに国や県の御指導を得てやってまいったわけで、特別に館山市だけそういう事情があったということではございません。

売上譲与税につきましては、館山市は確かに３５００万という計算されます数字をそのまま予算計上いたしたわけでございますけれども、多くの町村で売上譲与税という歳入の項目はつくって存目程度の１０００円を計上しているところはたくさんあるわけでございます。積算される

金額を全額予算計上するか、存目程度にとどめるかというのは、予算編成上の技術の問題であろうかと思いまして、そういう意味で決して館山市だけが突出しているというふうにも考えないわけでございますが、いずれにしても従来の方針どおりにやってまいったわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◎民生部長（渡辺　弘君）　粗大ごみ処理施設の件につきましてお答えを申し上げます。

まず、第１点の粗大ごみ処理施設に係る負担金の割合でございますが、資料とか予算書に載っております３１５６万１０００円につきましては、御案内のようにあの処理施設は安房郡市広域市町村圏事務組合の施設でございまして、実際の管理運営につきまして館山市が受託して処理を行っているわけでございます。したがいまして３１５６万１０００円につきましては受託料と施設に係る管理運営費でございます。

安房郡市広域市町村圏事務組合に支払う館山市の負担金につきましては、施設の管理に要する経費と施設の整備に要する経費にそれぞれ分けてございまして、管理に要する費用といたしましては均等割が２０％、搬入割が８０％でございます。また、施設の整備に要する費用といたしましては均等割が２０％、人口割が８０％でございます。

第２点目の、仕事の内容でございますが、粗大ごみにつきまして搬入の取り決めをいたしておりますのは、館山市が第１週、第３週、第５週でございます。他市町村につきましては第２週と第４週でございます。市といたしましては、そのほか２週、４週につきましてガラス類の搬入をいたしております。

以上でございます。

◎経済部長（安西良一君）　城山公園の案内板の件でございますけれども、これにつきましては大きさが高さ１ｍ、幅が１．８ｍのアルミ製の厚板を利用いたしまして作製するものでございます。

また、場所でございますけれども、宮城の県道から自衛隊のところへと降りるところの付近に１ヵ所、それから館山桟橋の近くの、汐入川の方から参りまして水産学校の一番はずれの辺に設けたいということを予定しております。３番目といたしましては、下町の十字路から桟橋の方

に１００ｍ乃至１５０ｍぐらい下がったところに、こちらから行きまして見えるような形で案内板を設置したいということで、３基を予定してございます。

それから、市営住宅に入居の際にどんなことを話しているのかというようなことでございますが、入居の際には一応説明を申し上げ、隣近所の関係等についても注意をするようにということで御説明は申し上げているわけでございますが、最近になりましてそういうような２階、３階の関係でちょっと上がうるさいとかというような話が起きたそうでございます。これにつきまして２月に入りましてから２、３回話し合いを持ったわけでございますが、そして迷惑をかけないようにということで御指導申し上げたわけでございます。今後もさらに注意をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、パイプの関係でございますけれども、これにつきましては、入居者との話し合いをいたしまして、４月に入りましてからそれを修繕するというような計画を現在立てております。

以上でございます。

◎２７番（安西益男君）　ちょっと簡単にもう１点お聞かせいただきたいんですが……。

再三、譲与税につきましては地財計画によるとか、あるいは従来どおりとか、あるいは財政運営上、技術上というようなお答えをいただいておりますけれども、何にしてもそれは一般的な回答といいますか、そんなふうにしか受け取れないわけでございますので、先ほど撤回は全く考えておらない、それはそれで結構でございますが、姿勢としていま少し慎重にして編成にあたっていくべきではなかったかというふうに考えますけれども、その感覚はどんなものですか。当然、これでよかったというふうに考えていらっしゃるのかどうか。今申し上げましたようにもう少し慎重に検討すべきであったかなというふうなお考えがなかったかどうか。今の時点でその点をお聞かせいただきたい。

重ねて申し上げるようですけれども、他市もそれなりにやはり計上したいという点で館山だけだということでありますので、何かさっき申し上げました特別の事情というのがまだ見出せないのでありますので、そ

の点を１点だけお聞かせいただきたい。

◎市長（半澤良一君）　大変、御親切な、貴重な御忠告と受け取っておきたいと思います。

◎議長（伊賀多朗君）　他に御質疑ありませんか。

◎２番（田沢勝信君）　予算書の２５ページになりますが、売上税の問題に関連しまして、午前中に神田議員から減収の問題について、その補てんを含めて質問があったわけですが、その答弁の中で特に減収について低く見積もってないかということでお尋ねしたいんですが……。

売上税が導入されてその結果市の歳入が減収になるという具体的な項目の中で、電気税が３５００万ほど減収になる、そういうお話があったかと思うんですが、この予算書を見てみますと、前年度と今年度が――今年度減収になるわけですが、５０００万円の減収になっております。ガス税についても先ほどの午前中の説明ですと４０万ぐらいの減収になるんじゃないかというお話だったんですが、この予算書を見ますと５５万５０００円減収なんです。先ほどの説明ですと、減収についてその根拠がこの予算書と違うのではないか。不当に低く見積もってないかという問題が１点。これはすべてについて――先ほどたばこ消費税、ガス税、市民税、減収挙げられましたけれども、皆同じじゃないか、低く見積もっていないか、その根拠をきちんと示していただきたいというのが１点目です。

それから、２点目が、減収分は当然売上譲与税、利子割交付金、地方交付税で補てんするんだというふうになっているわけです。ところが、地方交付税を見ますと、当初予算という問題もありますけれども、前年度と同じ地方交付税というふうになっております。こういう予算書は私は初めてですよ。売上税導入に伴う減収だけはあいまいにもかかわらず計上しておいて地方交付税を見ますと去年と同じになっているんです。予算書を市民も見るときがあると思うんです。当然納得できない予算書です。補てんされると言っておきながら、実際見てみれば地方交付税も前年度と同じという額になっていますから、これはどういう理解でこういうふうに載せてあるのか、私は納得ができません。

３点目は、午前中、神田議員からも質問がありましたし、私も一般質

問でもしたんですが、当然売上税の導入に伴う市の財政負担が出てまいります。これについて市長から地財計画の中で補てんを約束しているという答弁があったわけです。地財計画の中でどこにそういう約束をしてあるのか。ちょっと私も地財計画を検討してみましたけれども、どこにそういう約束があったのか、現段階ではないんじゃないか。今回の抜本的な税制改正に伴う地方の減収分の補てんを――補てんは確かに約束したと思うんです。先ほど市長さんから答弁があった比率のとおりだと思うんです。ところが、新たな市財政の負担をどうするかということについては一切まだ論議がないんじゃないかというふうに思うんですが、市長さんは地財計画の中で保証をしているんだ、心配はないんだ――私はその問題を非常に心配しているわけです。これは認識が違うんじゃないかというふうに考えます。再度、補てんが保証されているんだということであれば、その根拠を明快に示していただきたいというふうに思います。

次に、4点目なんですが、市長さんは市長になられる前に商工会議所の会頭さんもやっておられましたし、非常に商工業者の皆さんについての理解は深いんじゃないかと私も承知しております。その上に立ってお尋ねするんですが、実は今回の売上税の問題については価格の転嫁の問題、あるいは事務の繁雑の問題、そういう問題で非常に中小のむしろ事業者が大変な心配をされていると思うんです。昨日、東京で喪服を着ながら中小の商店主の皆さんがデモをしている姿がテレビに出ました。あれぐらい中小の商店街の皆さんが心配しているんだというふうに私も考えております。商業に理解を示される市長さんとして、市内の商工業者の現在の姿を見た場合に、売上税の導入が本当に心配ないのかどうなのか、市長さんはどのように考えているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、もう1点が、この議会の中で、私も売上譲与税の計上について全然理解できませんので反対です。私だけじゃなくてこれまで共産党、社会党、公明党、そして民主クラブ、同志会、この会派を代表して売上譲与税の計上に対して問題があるのではないかという、会派を代表した質問をしているわけですが、こういう質問を受けながらもなおかつ売上

譲与税を計上した予算案、市長みずからがその部分については修正なり、撤回なりするつもりはないのかどうなのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

最後に、教育委員会に聞きたいんですが、一般質問でもやりましたけれども、今度の売上税が導入されますと、当然学校で利用する、特に音楽等に使用されるステレオなりレコードなり楽器なりが物品税の免除がなくなります。これについて教育長さんはどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

○総務部長（飯野芳郎君）　第１点目の、来年度の電気税、ガス税等の売上税の導入に伴う減収のことでありますが、電気税は５０００万円前年度の予算と比較いたしまして減額になっているわけでございますけれども、売上税の移行に伴う電気税の廃止が当然行われるわけでございますが、これが３５００万円、それから６１年６月に電気料金が引き下げられております、それから６２年１月にまた第２回目の電気料金が引き下げられているということで、それに伴うものが１５００万円ということで５０００万円減の計上をさしていただいているわけでございます。

それから、その他、ガス税、たばこ税、市民税の減税の関係で低く見積もっているんじゃないかというお尋ねでございますけれども、我々はそういうふうには考えておりませんで、現在やれる範囲の中で試算した結果がそういうふうになっているものでございますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

それから、地方交付税の関係でございますけれども、地方交付税は総額で売上税の７分の６の２０％が地方交付税の総額に入ってきているわけでございまして、これを織り込んで来年度の地方交付税計画が策定されておりまして、これに基づきまして当市の来年度の交付税の単位費用、需要等を計算いたしまして、来年度の交付税計画に基づく交付税の積算をしているものでございまして、交付税も当然来年度の地方財政計画、交付税計画に基づいて来年度の歳入予算の計上をさしていただいているわけでございます。

それから、第３点目の歳出の負担の増の関係でございますけれども、平年度ベースで１兆円ぐらいの歳出増になるということで、神田議員の

示されました資料によりますと、そういうふうになっているわけでございますが、県を通じて国に照会していただいたところ、地財計画には入っているので、総体的には財源補てんはできると、国の方で６２年度も６３年度も地財計画に売上税導入に伴う経費は織り込んでいくということでございますので、それが交付税の需要に算入されまして、財源補てんがあるというふうに国の方では言っているわけでございます。

以上でございます。

○市長（半澤良一君）　売上税に関連して、中小企業が大変不安に思っているんではないか、反対しているんじゃないかというお話でございますが、確かにまるで新しい税でございますので、初めての経験でございますので、どういうふうになるのか、それによって物価が上がるのか――５％だけ上がるわけでございますが、売り上げがどの程度減るのか、あるいは事務量がどの程度ふえるのか、そういう点に不安は持っていることは事実だと思います。しかし、商工会議所等に聞いてみましても、それだからこれをまとまって反対しようというような意見もまだ出ていない、不安は感じながらも反対運動を起こそうというような様子はないというふうに伺っているわけでございます。

そういうことで、私自身もまだまだ問題点があるんだというふうに考えておりますので、国会の場で十分あらゆるケースについて御審議をいただいて国民の納得のいくような税制ができ上がることを期待しているところでございます。

○教育長（福原　修君）　率直に言いまして、ただ漠然として困るなという気持はございます。音楽機器の免税制度は非常にありがたいことでございまして、この制度が廃止されるということは音楽機器が非常に上がるわけでございますので、購入にあたりまして困ることは事実でございますが、売上税が通りますことは来年の１月でございますので昭和６２年度につきましては、いろいろな購入を早目にするとかしまして、なるべく学校教育現場に影響のないように努力いたしたいと考えておるわけでございます。率直に言いますと、現実感がややまだないような感じがいたしておるのはやむを得ないと思います。

以上でございます。

（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

○市長（半澤良一君）　予算審議につきましては、原案どおり御審議をお願いしたいと考えております。

○２番（田沢勝信君）　減収を低く見積もっているのではないかという質問に対して、電気の料金引き下げがあったためだ、これはわかりました。

歳出の増加の問題について県の方に問い合わせた、そうしたら完全に補てんされるんだという答弁があった、私は信用したいんですが、売上譲与税の計上問題をめぐっても県の指導に基づいてやってみたら鮎山だけだったという例もございますので、国が示している地財計画の中に本当に文章として入っているんですか。私は、文章の中では新たな歳出増に伴う補てんは入ってないというふうに読むんですが、本当に入っているんですか。文章に入っていれば私も県の方がそういうふうに言っている、ある意味では信用できるんです。それが口頭で単に約束するというふうにいわれてもはっきりしませんので……。文章の中に入っていますか。

○総務部長（飯野芳郎君）　地財計画は来年度の政府が示しております経済運営というものを前提にしておりまして、そこの中では物価上昇が売上税が導入されたもの、０．４％を入れて１．６％の物価上昇があるという前提のもとで地方財政計画が策定されているわけでございまして、当然１．６％の経費増を物価上昇を反映してそれぞれの経費が算定されているわけでございますので、当然売上税に伴う０．４％分の経費増は入っているというふうに――文章には、地方財政計画あるいは内簡にはそういうふうには示されていないわけでございますけれども、論理的にも当然入っているというふうに解釈するわけでございます。

○２番（田沢勝信君）　物価上昇分が地財計画の中に盛り込んである、だから補てんをされるんだ……。これは財源がなければできない話です。国の財源がなければできない話ですよ。私は、そこを言っているんですが、実際に自治省がそういう措置をしたのかどうなのかということで、私はこの物価上昇分の新たな自治体が負担する分、これについてはしてないんじゃないでしょうかと見るんですが、この辺は私の考えと市執行

部の皆さんと少し意見のずれがありますから、私も再度確認してみたいというふうに思います。

それから、総務部長さん含めて新たな歳出増について心配はない、教育長さんは大変困った、年度内に買おうか、この辺が市の皆さんの意見の不統一です。これはどうなっているんですか。

もう一つ、一般質問の中でもやりましたけれども、一般売上税の問題と直接関連するんですが、例えば新たな歳出増があるというように私が質問しましたら、市の執行部の皆さんは年度内に買っちゃうんだ、そうすれば影響出ないんだという答弁ですね。あるいは1月から3月の間に行う事業の新たな負担についても、何とか内部的な努力でできるんだ、新たな負担はないんだ。逆を返せば、市にいろんな資材を納める業者にとっても、5%は市から負担してもらえないということになりませんか。1月からは物品税かかりますから、いろんな資材を市の入札に参加して落札をするときに当然その中で競争があるわけです。市内の業者にしてみれば、当然5%の売上税がかかっているわけですから、その分を含めて市で買ってもらいたいというふうになると思うんです。ところが実際に本年度の予算の中には新たな増加分を計上してないという話もありましたから、当然、今、最も業者が心配されているような5%の価格を転嫁できないんじゃないかという心配を市の皆さん自身が裏づけているんですよ。私はそういうふうに考えるんですが、その辺市長さん含めてどのようにお考えになるのか、改めて聞かせてほしいというように思います。

それから、この議会の中で当初予算については本会議ではきょうで質疑が終わると思いますけれども、そのために聞くんですが、先ほど私は4つの会派が売上譲与税の計上について問題がある、そういう趣旨の質問をしている、したがって市長みずからこの売上譲与税の計上は修正した方がいいのではないかというふうに質問したわけですが、市長さんは原案どおりやってほしいということですね。これはあくまで変わりませんか。私は4つの会派というふうに申し上げたのは、山中議員は会派を代表して一般質問の中で質問しました。4つの会派でいえば議会の最大多数の議員数になると思うんです。議員の過半数以上を代表している会

派の皆さんが問題があるのではないかと質問したんです。それに対してなおかつ市長さんは原案どおりやってほしい――あくまでもそういう態度を貫ぬいていくのかどうなのか最後にお聞かせ願いたいというように思います。

○総務部長（飯野芳郎君）　最初に、第１点目の予算の執行の関係でございますけれども、６３年１月から導入がされると当然売上税が市の購入物品にもかかってくるわけでございますけれども、当然予算の議決をいただけば予算の措置ができるということで、４月以降なるべく売上税がかからないような形で早期の発注あるいは購入をやって、売上税の導入に伴う経費増にならないような形で予算の執行に留意を図っていきたいというふうに考えております。

第２点目の問題でございますけれども、売上税が６３年１月１日から導入されますと市の発注する工事、あるいは物品等の購入につきましても当然売上税がかかってくるわけでございますけれども、これは市に転嫁できないということではありませんで、日本全国で売上税が導入されたということであれば市も当然払っていかなくちゃいけないものだということでございます。

なお、先日も田沢議員に御答弁申し上げましたけれども、当市の発注いたします物品とか、発注いたします工事費がおおよそ直接的に影響のあるようなものが２５億ぐらいと想定されるわけでございますけれども、売上税の導入に伴いまして年内発注が８割から９割実施されればおおよそ１５００万ぐらいの影響額になるであろうということでございます。当然これは市としても負担を強いられるわけでございますので、そういうものについては、執行残、内部努力ということで経費増にならないような形で予算執行に留意を図っていきたいというふうに考えております。

○市長（半澤良一君）　各会派からのいろいろな売上税に関する御意見は承りましたが、やはり原案どおり御承認をいただくようにお願いをいたしたいと思います。

○教育長（福原　修君）　先ほどの発言で、執行部の意見が違うじゃないかというようにとられたようでございますけれども、そういうようなことではございませんで、教育委員会というのは予算権はございません

し、いろいろと事務的折衝を通じまして予算の執行に努力しているわけですから、そういう内部の努力が当然行われて、皆さん方にお決めになっていただきました予算で執行する、こういうような気持ちでございますので、内部の意見が一致していないんじゃないかというような判断はなさらないようにしていただきたいことをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊賀多朗君）　以上で２番議員君の質疑を終わります。

他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

予算審査特別委員会の設置・付託・委員の選任

○議長（伊賀多朗君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案１号乃至議案第７号昭和６２年度各会計予算につきましては、１０人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第４条第１項の規定により、

３番議員　山中金治郎君	４番議員　小宮　利夫君
８番議員　日下　君敏君	１０番議員　川名　正二君
１２番議員　石井　　謀君	１４番議員　伊藤幸太郎君
１５番議員　渡辺　昭夫君	１７番議員　近藤　好雄君
１９番議員　黒川　平治君	２７番議員　安西　益男君

以上、１０名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

ただいま選任されました予算審査特別委員会委員の方々は、後ほどこの議場において正副委員長の互選を行いますので御了承願います。

会議日程の変更

○議長（伊賀多朗君）　この際、会議日程についてお諮りいたします。

明１３日の会議日程は、本日に引き続き昭和６２年度各会計予算の審議となっておりますが、本日特別委員会に付託されましたので、明１３日は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、明１３日の会議日程は変更され、休会と決しました。

延　　会　午後零時５９分

○議長（伊賀多朗君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊賀多朗君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明３月１３日から２２日まで委員会での議案審査のため休会、次会は３月２３日午前１０時開会といたします。その議事は、議案第１号乃至議案第１８号に係る各委員会における審査の経過及び結果の報告、討論、採決並びに追加議案の審議といたします。

この際、申し上げます。各議案に対する討論通告の締め切りは、３月２３日午前９時でありますので申し添えます。

○本日の会議に付した事件

1　議案第１号乃至議案第７号

1　予算審査特別委員会の設置・付託・委員の選任

1　会議日程の変更